

令和6年度報酬改定 に関する概要について

1

世田谷区役所
障害福祉部
障害施策推進課

はじめに

2

- 本資料は、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料等を基に、施設入所支援、療養介護の報酬改定に係る主な改定事項をまとめた資料です。
- 「令和6年2月6日開催 第45回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料」を基に作成しています。詳細については、厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料をご覧ください。
- 本資料は、令和6年2月時点作成のものです。最新情報は厚生労働省ホームページをご確認ください。
- 資料中に記載のページ数は「資料2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概」のページ数です。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問

↑ ホーム

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法

↑ ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

回数	開催日	議題等	議事録／議事要旨	資料等	開催案内
-	2024年2月6日 (令和6年2月6日)	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要	-	▶ 資料 NEW 2月6日	-
第45回	2024年2月6日 (令和6年2月6日)	1. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(案)について 2. その他	-	▶ 資料 NEW 2月6日	▶ 開催案内 NEW 2月2日

- 厚生労働省のホームページです。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームで検索

1. 療養介護

① 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

3

→ サービス提供時間ごとの基本報酬の設定について (P110) 参照

2. 施設入所（P 3 6～4 1）

①基本報酬の定員区分の見直し

- ・利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

→基本報酬の区分の見直しについて（P 1 3 4～1 3 5）参照

2. 施設入所（P 3 6～4 1）

②地域移行を推進するための取組の推進

- すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことを運営基準に規定する。
- 本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、
 - 地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
 - 意向確認のマニュアルを作成することを運営基準に規定する。当該規定については、令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象とする。
- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合を評価するための加算を創設する。

2. 施設入所（P 3 6～4 1）

②地域移行を推進するための取組の推進

6

《指定障害者支援施設等の一般原則の見直し【新設】》

- ・指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等又は相談支援事業者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- ・指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

2. 施設入所（P 36～41）

②地域移行を推進するための取組の推進

7

《地域移行等意向確認担当者の選任等【新設】》

- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- ・ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

※上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化

- ・ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、地域生活支援拠点等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

2. 施設入所（P 3 6～4 1）

②地域移行を推進するための取組の推進

8

《地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算【新設】》

- ・ 地域移行等意向確認等に関する指針を作成していない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算する。（令和8年度から減算を実施。）

《地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】》 60単位 / 日

- ・ 入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

2. 施設入所（P 3 6～4 1）

③地域移行の実績の評価

- ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって、入所定員を1名以上減らした場合を評価するための加算を創設する。

《地域移行支援体制加算【新設】》

イ 利用定員が40人以下

(1)区分6	15単位／日
(2)区分5	13単位／日
(3)区分4	11単位／日
(4)区分3	8単位／日
(5)区分2以下	6単位／日

ロ 利用定員が41人以上50人以下

(1)区分6	9単位／日
(2)区分5	7単位／日
(3)区分4	6単位／日
(4)区分3	5単位／日
(5)区分2以下	4単位／日

2. 施設入所（P 3 6～4 1）

10

③地域移行の実績の評価

ハ 利用定員が51人以上60人以下

(1)区分6	7単位/日
(2)区分5	6単位/日
(3)区分4	5単位/日
(4)区分3	4単位/日
(5)区分2以下	3単位/日

ニ 利用定員が61人以上70人以上

(1)区分6	5単位/日
(2)区分5	4単位/日
(3)区分4	3単位/日
(4)区分3	3単位/日
(5)区分2以下	2単位/日

ホ 利用定員が71人以上80人以下

(1)区分6	4単位/日
(2)区分5	3単位/日
(3)区分4	3単位/日
(4)区分3	2単位/日
(5)区分2以下	2単位/日

2. 施設入所（P 3 6～4 1）

③地域移行の実績の評価

へ 利用定員が81人以上

(1)区分6	3単位／日
(2)区分5	3単位／日
(3)区分4	2単位／日
(4)区分3	2単位／日
(5)区分2以下	2単位／日

※前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

2. 施設入所（P 36～41）

④夜間看護体制加算の拡充

- ・入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直す。

《**夜間看護体制加算**の見直し》 60単位/日

[現行]

- ・夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

- ・夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、
（中略）1日につき所定単位数を加算する。生活支援員に代えて複数の看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35単位に看護職員1に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算する。

2. 施設入所（P 3 6～4 1）

⑤通院支援 に対する評価の 創設

- ・ 医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっていることを踏まえ、通院に係る支援を評価するための加算を創設する。

《通院支援加算【新設】》 17単位／回

- ・ 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した指定障害者支援施設等について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2. 施設入所（P 36～41）

⑥見守り支援機器 導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和

- ・見守り支援機器を導入した上で入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜間職員配置体制加算の要件を緩和する。

《夜勤職員配置体制加算の要件の緩和》

[現行]

- ・前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合
夜勤2人以上
- ・前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合
夜勤3人以上
- ・前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合
夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2. 施設入所（P 3 6～4 1）

⑥見守り支援機器 導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和

《夜勤職員配置体制加算の要件の緩和》

[見直し後]

- ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上の数設置している場合、夜勤職員配置体制加算で配置される夜勤職員について、以下のとおり緩和することができる。
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合
夜勤1.9人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合
夜勤2.9人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合
夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（加える数を1人に限り0.9とすることができる。）

資料2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

16

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第45回 (R6.2.6)

資料2

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（案）

（令和6年2月6日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム）

【目次】

第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・8

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・ 8
- (2) 福祉・介護職員等の処遇改善・・・・・・・・・・ 8
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・・・・・・・・ 8
- (4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実・・・・・・・・ 10
- (5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充・・・・・・・・ 11
- (6) 意思決定支援の推進・・・・・・・・・・ 12
- (7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）・・・・・・・・ 12
- (8) 障害者虐待防止の推進・・・・・・・・・・ 12
- (9) 身体拘束等の適正化の推進・・・・・・・・・・ 13
- (10) 個別支援計画の共有・・・・・・・・・・ 13
- (11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価・・・・・・・・ 13
- (12) 人員基準における両立支援への配慮等・・・・・・・・・・ 14
- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等・・・・・・・・ 14
- (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化・・・・・・・・ 15
- (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上・・・ 16
- (16) 情報公表未報告の事業所への対応・・・・・・・・・・ 17

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

17

①福祉・介護職員等の処遇改善〔施設入所、療養介護〕

- ・福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善算」に一本化するとともに、今後新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。
- ・新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。
- ・月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする。
- ・令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
- ・福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す。

→・P109～<障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて>

・P186 <福祉・介護職員等処遇改善について> を参照

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

18

②地域生活支援拠点等の機能の充実

○地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。 [施設入所]

《緊急時対応加算の見直し》（居宅介護の例）

[現行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

19

③強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実

○ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化 [施設入所]

- ・ 強度行動障害を有する障害者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、行動関連項目の合計点が10点以上という区切りだけでなく、行動関連項目の合計点が18点以上の障害者を受け入れ、強度行動障害を有する者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす中核的人材を配置し、適切な支援を行うことを評価する加算を拡充する。
- ・ 強度行動障害を有する者のグループホームにおける受入体制を強化するため、利用者の事態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価する。

→P190 <重度障害者支援加算の拡充>を参照

○ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援 [施設入所、療養介護]

- ・ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

20

○集中的支援加算【新設】

[集中的支援加算算定要件]

イ 集中的支援加算（Ⅰ） 1000単位／回

- ・強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

ロ 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位／日

- ・指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ ロの集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、イの集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

21

④視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充〔施設入所〕

○改正のポイント

- ・視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所を更に評価する。

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の見直し】

〔現行〕

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

〔見直し後〕

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

22

⑤意思決定支援の推進〔施設入所、療養介護〕

- ・相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。
- ・相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

⑥本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）〔施設入所、療養介護〕

- ・各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

23

⑦障害者虐待防止の推進〔施設入所、療養介護〕

- ・ 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ・ 指定基準の解釈通知において、虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

○虐待防止措置未実施減算【新設】

[虐待防止措置未実施減算要件]

- ・ 次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。
 - ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
 - ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
 - ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

24

⑧身体拘束等の適正化の推進〔施設入所、療養介護〕

○改正のポイント

- ・身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を見直す。

【身体拘束廃止未実施減算の見直し】

[現行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

⑨個別支援計画の共有〔施設入所、療養介護〕

- ・指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

25

⑩高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

- ・高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価する。〔施設入所〕

○高次脳機能障害者支援体制加算 【新設】 41 単位/日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の 100 分の 30 以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に 50 : 1 以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

26

⑪ 人員基準における両立支援への配慮等〔施設入所、療養介護〕

- ・ 障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、見直しを行う。
- ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

27

⑫障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等〔施設入所、療養介護〕

- ・管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を 適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあつては、同一敷地内 等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等の管理者又は従業者と兼務できることとする。
- ・管理者について、下記のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。
 - ①利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
 - ②事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと。
- ・障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

28

⑬業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化〔施設入所、療養介護〕

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

【業務継続計画未策定減算【新設】】

以下の基準に適合していない場合、所定単位数（施設入所：3%、療養介護：3%）を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

29

⑭ 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上〔施設入所〕

①感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。

また、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

30

《運営基準【新設】》

- ①指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- ②指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

31

《障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】》

イ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）10単位/月

以下の（１）から（３）までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- （１）第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- （２）協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。
- （３）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）5単位/月

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

32

②障害者支援施設等が新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合、感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設け、評価を行う。

《新興感染症等施設療養加算【新設】》 240単位/日

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に5日を限度として所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

33

⑮情報公表未報告の事業所への対応〔施設入所、療養介護〕

○改正のポイント

- ・利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する減算を新設する。
- ・また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

【情報公表未報告減算【新設】】

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位（施設入所：10%、療養介護：10%）を減算する。

【都道府県等による確認【新設】】

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

3. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

34

⑩補足給付の基準費用額の見直し〔施設入所〕

施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

《補足給付に係る基準費用額の見直し》

[現行]

[見直し後]

基準費用額 54,000円 → 55,500円